

【工事仕様書】

農道整備工事 特別仕様書

1. 総 則

本工事の施工に当たっては、「茨城県土地改良工事共通仕様書」「茨城県建設工事執行規則」「労働安全衛生規則」に準拠するものとし、「設計図書」並びに本特別仕様書にもとづいて施工する。

2. 工事材料

- (1) 工事に使用する材料は別紙に示す品質を有するものとする。
- (2) 農地局制定「検査を必要とする工事材料一覧表」のなかで設計書中該当する材料は監督員の検査を受けなければならない。
- (3) 工事に使用する材料は材料使用届を提出し、承諾を得てから使用する。J I S規格品については原則として品質証明書を提出する。
- (4) 生コンクリート、アスファルト合材、碎石は毎年度指定される土木部指定工場の製品を使用する。

3. 工事施工

(1) 一般事項

受注者は工事施工に当り、監督員と連絡を密にし、地元民に迷惑をかけないよう細心の注意を払い重機等による事故を絶対起こさないよう留意しなければならない。又、工事中に地権者等より工事内容の変更について直接要望された場合は、速やかに監督員に連絡するものとし、承認なしで施工してはならない。

(2) 準 備

工事に必要な丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識は受注者が設置し、工事着手前に監督員の検査を受けなければならない。

(3) 建設廃棄物の処理

- (1) 本工事の施工に伴って発生する建設廃棄物の処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて処理するものとし、指定処分地については監督員の指示に基づくものとする。
- (2) 本工事の施工に伴って発生する、アスファルト廃材は再生プラント工場へ、木くず（草類）廃材は廃材受入工場へ搬出するものとし、搬出工場については監督員の指示に基づくものとする。

(4) 掘 削

掘削は過掘のないよう注意し、過掘した場合には(再生)碎石RC-40にて埋戻を行ない規程の幅、高さに仕上げるものとする。又、不良地盤が発見された場合は速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(5) 埋戻・盛土

埋戻・盛土は1層30cm以下でまきだし、タンパ、振動コンパクタ等を使用して施工後沈下しないように十分に転圧する。
して施工すること。

(6) 残 土

残土は監督員の指示に従い所定の土捨て場まで運搬捨てすることとし、土捨て場が変わった場合は変更契約の対象とする。
本工事草刈り箇所（耕作放棄地）に捨て土する場合は、既設道路から発生する路盤材から先に捨て土を行い、その上に既設道路からの発生土で覆土（捨て土）行う。

(7) 路床置換工

材料はクラッシャラン(再生)砕石(RB-40)を使用し、仕上り厚20cmで3層仕上げとし、バックホウ(山積0.28m³)で敷均し、振動ローラ(3～4t)で1層当り7回以上転圧する。

(8) 下層路盤工

材料はクラッシャラン(再生)砕石(RC-40)を使用し、仕上り厚20cmで1層仕上げとし、モータグレーダ3.1m級で敷きならし、ロードローラ(10～12t)及びタイヤローラ(13～14t)で転圧し所定の支持力を得なければならない。

(9) 上層路盤工

材料は粒度調整砕石(M-30)を使用し、仕上り厚15cmで1層仕上げとし、モータグレーダ3.1m級で敷きならし、ロードローラ(10～12t)及びタイヤローラ(13～14t)で転圧し所定の支持力を得なければならない。

(10) 不陸整正

不陸整正はモータグレーダ3.1m級により、かき起こし、敷き均し、ロードローラ(10～12t)並びにタイヤローラ(13～14t)で転圧し、所定の密度及び計画高が得られるように転圧する。

(11) 表層工

材料は再生改質Ⅱ型密粒度(20)を使用し、仕上り厚5cmで1層仕上げとし、アスファルトフィニッシャ2.3～6.0m級で敷きならし、ロードローラ(10～12t)及びタイヤローラ(13～14t)にて所定の密度が得られるように転圧する。
表層工の施工は、路盤を施工してから1ヶ月程度の期間を置いてから行うこと。

(12) 歴青材散布

プライムコートはアスファルト乳剤(PK-3)を使用し、均一に散布する。

4. 安全管理

工事を施工するにあたり警戒標識等の安全施設を設置すると共に管理徹底を図り、交通安全には充分留意すること。

5. 施工管理

「土地改良(土木)工事施工管理基準（茨城県農地局）」に基づいて施工管理を行ない、工事完了後速やかに施工管理報告書を提出する。

6. その他

本特記仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し解決する。

分別解体等・再資源化等についての特記仕様書

1. 分別解体等・再資源化等（建設リサイクル法の対象建設工事）

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「作業内容」の欄については、該当工事のすべての作業内容にチェックする。

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定の建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
アスファルト廃材	昭和建設(株)	土浦市下坂田 1 9 8 5 - 4
木くず(草類)	(株)日の丸商事	つくば市和台原 1 4 9 4 - 2

※上記②については積算上の条件明示であり，処理施設を指定するものではない。

なお，受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし，現場条件や数量の変更等，受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

③受け入れ時間

各施設の受け入れ時間内とする

④その他

2. 完了後

受注者は，分別解体等・再資源化等が完了したときは，建設リサイクル法第 18 条に基づき，以下の事項を書面に記載し別添様式 1 により監督員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

再 資 源 化 等 報 告 書

工 事 番 号	〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇
工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
受 注 者	〇〇〇〇株式会社 〇〇 〇〇
現 場 代 理 人	〇〇 〇〇

建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により，下記のとおり，特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 再資源化が完了した年月
 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日
2. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
 別添 再生資源利用促進実績書のとおり
3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用
 〇〇〇 万円（税込み）

以上

排出ガス対策型建設機械特記仕様書

○ 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「土地改良事業等請負工事標準機械経費算定基準」（昭和 58 年 2 月 28 日付け 58 構改 D 第 147 号）で示す排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合でも、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の装着黒煙浄化装置の開発」または、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する事で、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。なお、排出ガス対策型建設機械以外を使用する場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは装着黒煙浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

対 象 機 種 一 覧

一 般 工 事 用 建 設 機 械	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット <p>以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：</p> <p>油圧ハンマ，バイプロハンマ，油圧式鋼管圧入引抜機，油圧式杭圧入引抜機，アースオーガ，オールケーシング掘削機，リバースサーキュレーションドリル，アースドリル，地下連続壁施工機，全回転オールケーシング掘削機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードローラ，タイヤローラ，振動ローラ ・ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン （エンジン出力 7.5kw～260kw）を搭載した建設機械に限る</p>

不正軽油使用防止対策についての特記仕様書

1. 工事施工にあたっての注意事項

- 1) 現場で不正軽油を使用しないこと。
- 2) 現場で不正軽油を使用させないこと。
- 3) 不正軽油を購入しないこと。
- 4) 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5) 下請け契約の相手方または燃料納入業者選定にあたり、不正軽油を使用するものまたは、不正軽油を販売する者を排除すること。
- 6) 現場では、県税事務所が行う使用燃料の抜き取り検査に協力するとともに、調査の際は現場代理人が立ち合うこと。
- 7) 当該工事に関して、法令（地方税法）に違反していることが判明した場合は直ちに監督員に報告すること。

2. その他

- 1) 施工計画書へ不正軽油使用防止対策を明記すること。

※不正軽油とは、地方税法第 144 条の 33 の規定による知事の承認を得ないで行われた次のものをいう。

1. 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油・灯油等）を混合したもの
2. 軽油以外の炭化水素油（重油・灯油等）を軽油以外の炭化水素油（重油・灯油等）を混合して製造された軽油
3. 自動車の燃料として醸造・消費される燃料炭化水素油（重油・灯油等）